

定 款

一般社団法人 島根県サッカー協会

1 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人島根県サッカー協会という。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を島根県松江市黒田町 4 5 4 番地 9 に置く。

(支 部)

第 3 条 当法人は、総会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 当法人は、島根県におけるサッカーの普及、発展並びにサッカーをとおして青少年の健全育成、県民の体位向上、精神の陶冶及び親睦を図ると共に財団法人日本サッカー協会の事業に協力することにより県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) サッカーの試合、競技会等の主催、主管、後援又は許可に関する事項
- (2) サッカー技術の研究及び指導並びに選手強化に関する事項
- (3) サッカーの審判技術の研究並びに審判員の養成及び登録に関する事項
- (4) チーム及び個人の登録に関する事項
- (5) サッカーの普及及び広報に関する事項
- (6) サッカーに関する功労者及び優秀競技者の表彰に関する事項
- (7) サッカー場の取得又は建設
- (8) その他当法人の目的達成のために必要な事項

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 6 条 当法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財

団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体及び個人
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を援助する個人または団体
- (入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込み書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員で退会しようとするときは、理由を付して会長が別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費を2年以上滞納したとき。
- (2) 当法人の会員として定款又は規則に違反したとき。
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(役 員)

第12条 当法人には、次の役員をおく。

(1) 理事 18名以上25名以内とする。

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、1名を専務理事及び5名以内を副会長、5名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。いずれも理事会にて決定する。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、理事については正会員の中から選任するものとする。

2 理事は互選により会長、副会長、専務理事及び常務理事を選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうち、理事いずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務)

第14条 会長は、当法人を代表し、業務を執行する。

2 副会長、専務理事及び常務理事は、当法人の業務を執行する。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、解任することができる。監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員 の 報酬)

第18条 理事及び監事に対して、総会において別に定める支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長)

第19条 当法人に、名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、顧問及び参与のうちから総会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、この法人の運営に関し会長に対して助言する。

(顧問及び参与)

第20条 当法人に、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

第6章 会 議

(総会の構成)

第21条 総会は、第6条第1号の正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の権限)

第22条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（総会の開催）

第23条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集の請求があったとき。
（総会の招集）

第24条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。
（総会の議長）

第25条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。
（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。
（代理）

第27条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。
（総会の議決）

第28条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員の過半数をもって行なう。この場合において議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。ただし可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第29条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第32条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、会長以外の理事から会議に付議すべき事項を示して招集の請求があったとき、監事から招集の請求があったときは、会長は、臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会を招集するときは、少なくとも7日以前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

(理事会の議決)

第35条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 総会の議事録は総会において理事の内より選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。また、理事会においては、出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 基本財産は、総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

(委員会)

第44条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第46条 当法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定 款 (常備)
- (2) 会員の名簿 (常備)
- (3) 役員及び職員の名簿及び履歴書 (常備)
- (4) 財産目録 (5年)
- (5) 資産台帳及び負債台帳 (5年)
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類 (5年)
- (7) 常任理事会、理事会及び総会の議事に関する書類 (5年)
- (8) その他法令上必要な書類及び帳簿 (常備)

第 1 1 章 公 告

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第 1 2 章 補 則

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会の議決により定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は松浦嘉昭とし、最初の業務執行理事は新宮博、和田英作、佐藤正藏、山崎憲一、鈴木恵朗、河野正雄、金築弘とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条

第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。